

U.S. 規格

1996年9月

サブパート D --アメリカ合衆国トウモロコシ規格

内容

定義されている用語	2
規格適用を統制する原則	3
等級と等級要件	3
特別等級と特別等級要件	3

米国農務省 (USDA) は、その要綱において、人種、肌の色、国籍、性別、宗教、年齢、障害、政治的信念、および婚姻または家族の状況に基づく差別を禁止しています。(すべての禁止要素がすべての要綱に適用されるわけではありません。) 要綱情報 (点字、大活字版、録音テープなど) へのコミュニケーションとして代替手段を必要とする障害のある方は、

USDAターゲットセンター (電話番号: 202-720-2600) (音声およびTDD) にご連絡ください。

苦情を申し立てるには、USDA 市民権オフィス (Room 326-W 1400 Independence Avenue SW Washington

DC 20250-9410) へ文書を送るか、または (202) 720-5964 (音声およびTDD) に電話してください。USDAは
平等な雇用機会を提供しています。

§810.401 トウモロコシの定義。

殻付きデントコーンおよび/または殻付きフリントコーン（*Zea mays L.*）の全穀粒を50%以上含み、米国穀物規格法による規格で規定されている他の穀物が10.0%以下である穀物。

§810.402 他の用語の定義。

(a) 破損粒。FGIS指示書に規定された手順に従って、12/64インチの丸穴ふるいと6/64インチの丸穴ふるいを容易に通過するすべての物質。

(b) 破損粒と異物。FGIS指示書に規定された手順に従って、12/64インチの丸穴ふるいを容易に通過するすべての物質と、ふるい分けした後にサンプルの中に残っているトウモロコシ以外のすべての物質。

(c) クラス。トウモロコシには3つのクラスがあります。イエローコーン、ホワイトコーン、混合コーン。

(1) イエローコーン。黄色の殻粒で、他の色のトウモロコシは5.0%以下であるトウモロコシ。わずかに赤色を含む黄色の殻粒は、イエローコーンと見なされます。

(2) ホワイトコーン。白色の殻粒で、他の色のトウモロコシが2.0%未満であるトウモロコシ。わずかに麦色またはピンクを含む白い殻粒はホワイトコーンとみなされます。

(3) 混合コーン。イエローコーンまたはホワイトコーンのいずれの色の要件も満たさないトウモロコシで、ホワイトキャップトウモロコシを含みます。

(d) 損傷殻粒。地上における重大な損傷、天候による重大な損傷、病気による損傷、霜による損傷、菌による損傷、熱による損傷、害虫による損傷、カビによる損傷、発芽による損傷、またはその他の重大な損傷を受けたトウモロコシ粒および穀粒の破片。

(e) 異物。FGIS指示書に規定された手順に従って、6/64丸穴ふるいを容易に通過するすべての物質と、12/64丸穴ふるい上に残っているトウモロコシ以外のすべてのもの。

(f) 熱により損傷した殻粒。熱により著しく変色し、損傷を受けた殻粒と殻粒の破片。

(g) ふるい。

(1) 12/64インチの丸穴ふるい。中心から中心まで1/4インチで、直径0.1875 (12/64) インチの丸穴を有する厚さ0.032インチの金属製ふるい。各列の穴は、隣接する列に対して互い違いになっています。

(2) 6/64インチの丸穴ふるい。中心から中心まで5/32インチで、直径0.0937 (6/64) インチの丸穴を有する厚さ0.032インチの金属製ふるい。各列の穴は、隣接する列に対して互い違いになっています。

規格適用を統制する原則

§810.403判定の根拠。

クラス、損傷穀粒、熱による損傷穀粒、ワキシーコーン、フリントコーン、デントコーンの各判定は、破損粒および異物の除去後の殻粒において行われます。一般的な規定に特に規定されていない他の判定は、穀物全体に基づいて行われる。ただし、匂いの判定は、穀物全体、または破損粒と異物を除いた殻粒に基づいて行われる。

等級と等級要件

§810.404トウモロコシの等級と等級要件。

等級	ブッシェル (ポンド)	最大限度：		
		損傷穀粒		損傷粒と異物 (パーセント)
		熱による損傷穀粒 (パーセント)	合計 (パーセント)	
米国No. 1	56.0	0.1	3.0	2.0
米国No. 2	54.0	0.2	5.0	3.0
米国No. 3	52.0	0.5	7.0	4.0
米国No. 4	49.0	1.0	10.0	5.0
米国No. 5	46.0	3.0	15.0	7.0
米国サンプル等級 米国のサンプル等級は次のようなトウモロコシです。 (a) 米国の等級要件1、2、3、4、5のいずれかを満たしていない。あるいは、 (b) サンプル重量の0.1%を超える総重量の石、2片以上のガラス、3つ以上のタヌキマメの種子 (<i>Crotalaria spp.</i>)、2つ以上のトウゴマの実 (<i>Ricinus communis L.</i>)、4つ以上の未知の異物、一般的に有害または毒性と認められる物質、8つ以上のオナモミの種子 (<i>Xanthium spp.</i>)				

§810.405特別等級と特別等級要件。

- (a) フリントコーン。フリントコーンが95%以上であるトウモロコシ。

- (b) フリント・デントコーン。フリントコーンとデントコーンの混合が5%以上あり、フリントコーンが95%未満であるトウモロコシ。

- (c) ワキシーコーン。FGIS指示書に記載されている手順に従って、ワキシーコーンが95%以上含まれるトウモロコシ